

TMI 中国最新法令情報 —(2020年12月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2020/)

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 商務部、国家暗号管理局、税関総署による商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト及び関連管理措置に関する公告	
2. 司法解釈	
(1) 最高人民法院による食品安全の民事紛争案件審理の法律適用若干問題に関する解釈(一)	
(2) 最高人民法院による知的財産権の民事訴訟の証拠に関する若干の規定	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第三弾：契約実務のイロハ	12
(第9回 業務委託契約のポイント)	
三. 中国法務の現場より	20
(1) 北京市自動車ナンバー抽選に関する新しい規定	
(2) 2021年の祝日スケジュール	

一. 中国最新法令（2020年11月中旬～2020年12月中旬公布分）

1. 中央法規

(1) 商務部、国家暗号管理局、税関総署による商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト及び関連管理措置に関する公告¹

商務部、国家暗号管理局、税関総署 2020年11月26日公布、2021年1月1日施行

① 背景

中国における商用暗号の管理は、主に1999年に施行された商用暗号管理条例²に基づいて行われてきたが、2019年10月26日に中華人民共和国暗号法³が可決され、暗号管理の分野で初めての包括的な法律として2020年1月1日より施行されている。また、2020年8月20日に国家暗号管理局が商用暗号管理条例（意見募集稿）⁴を公布し、11月26日に商務部、国家暗号管理局、税関総署が商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト及び関連管理措置に関する公告（以下「本公告」という）を共同で公布した。

このように2019年以降、中国の立法機関では暗号管理の分野において集中的な立法、法改正が行われ、暗号製品の輸出入管理モデルがさらに明確化され、企業も新たなコンプライアンス対応が求められている。

また、暗号法第28条によると、国家安全、国家経済民生、社会公共利益に関連し、かつ暗号化保護機能を持つ商用暗号に対しては輸入許可制度を実施し、商用暗号輸入許可リストと商用暗号輸出管理リストを制定、公布するとされており、本公告に掲載された品目が上記の規定に基づき輸出入管理法令上の管理対象となる。本公告によると、商用暗号の輸出入要件は、両用品及び技術輸出入許可証管理規則⁵を参照して実行し⁶、商用暗号の輸出入、越境移転、輸送、外国と保税區、輸出加工区等の特別保税監督区域との間の出入りには輸出入許可が必要とされている。

上記を踏まえて、商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト及び関連管理措置に関する主な内容を以下のとおり整理する。

② 主な内容

ア 関連許可証の申請

- 商用暗号輸入許可リスト（下記のウを参照されたい）に記載された品目及び技術を輸入する場合は、商務部に両用品、技術輸出入許可証を申請しなければならない。商用暗号輸出管理リスト（下記のエを参照されたい）に記載された品目及び技術を輸出する場合、商務部に両用品、技術輸出入許可証を申請しなければならない。

¹ 「商務部、国家密碼管理局、海關總署關於發布商用密碼進口許可清單、出口管制清單和相關管理措施的公告」

² 「商用密碼管理條例」

³ 「中華人民共和國密碼法」

⁴ 「商用密碼管理條例（徵求意見稿）」

⁵ 「兩用物項和技術進出口許可證管理辦法」

⁶ 兩用品（兩用物項）とは、民間用にも軍事用にも利用することが可能な物品をいう。

イ 商用暗号の輸出入に関する監督管理

- 商務部、暗号管理部門及び税関は法に基づいて、本公告に記載する品目及び技術の輸出入活動に対して監督・検査を実施する。商用暗号輸入許可及び輸出管理に関係する規定に違反して商用暗号を輸出入するものは、商務部或いは海関（税関）が法に基づいて行政処罰を行う。犯罪を構成するものは、法に基づいて刑事責任を追究する。

ウ 商用暗号輸入許可リスト

1.暗号化電話
暗号技術を採用してデータ伝送に暗号化保護等の機能を実現した、暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化（共通鍵暗号系）アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む固定電話あるいは携帯電話。
2. 暗号化ファクシミリ
暗号技術を採用してデータ伝送の暗号化保護等の機能を実現した、暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づいた非対称暗号化アルゴリズムを含むファクシミリ。
3.暗号化装置（暗号化カード）
暗号計算の実現を主要機能とする設備（暗号化カードを含む）で、かつ以下の 2 つの特徴を備えたもの。 (1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) 対称暗号化アルゴリズムで暗号・復号化速度が 10Gbps 以上。
4. 暗号化 VPN 設備
IPSec/SSL VPN を主要機能とする設備で、かつ以下の 2 つの特徴を備えているもの。 (1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) 暗号化通信速度が 10Gbps 以上。

エ 商用暗号輸出管理リスト

1. システム、設備と部品
1.1 セキュリティチップ
一部あるいはすべてにおいて暗号計算、暗号鍵管理、乱数生成などの機能を実現する集積回路チップで、かつ以下の特徴の 1 つを持つもの。 (1) 電力、税務、公安、金融などの分野専用の暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズムあるいは暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズムあるいは暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムの暗号・復号化速度が 10Gbps 以上あるいは非対称暗号化アルゴリズムの署名速度が 50,000 回/秒以上。
1.2 暗号化装置（暗号化カード）
暗号計算の実現を主要機能とする設備（暗号化カードを含む）で、かつ以下の 2 つの特徴を持つもの。

(1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズムあるいは暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。
(2) 対称暗号化アルゴリズムの暗号・復号化速度が 10Gps 以上又は非対称暗号化アルゴリズムの署名速度が 50,000 回/秒以上。
1.3 暗号化 VPN 設備
IPSec/SSL VPN を主要機能とする設備で、かつ以下の 2 つの特徴を備えているもの。
(1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。
(2) 暗号化通信速度が 10Gbps 以上。
1.4 暗号鍵管理製品
対称暗号鍵又は非対称暗号鍵の生成、配送、保存等の管理機能に用いるサーバ設備で、かつ以下の 2 つの特徴を備えているもの。
(1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。
(2) サポート管理対象数が 10,000 以上。
1.5 暗号専用設備
電力、税務、公安、金融等の分野専用の暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む設備。
1.6 量子暗号設備
量子力学と暗号学を基礎とし、量子技術を利用して暗号機能を実現した設備。
1.7 暗号分析設備
暗号化技術・製品あるいはシステムをクラッキング、弱体化、迂回するのに用いる分析設備。
2. 試験、検査と生産設備
2.1 暗号の研究・生産設備
専ら設計した上記 1.1 項から 1.7 項の研究又は生産に用いる設備。
2.2 暗号の試験検証設備
専ら設計した上記 1.1 項から 1.7 項の測定、試験、評価、検証に用いる設備。
3. ソフトウェア
専ら設計した、又は改良した上記 1.1 項から 2.2 項の研究・生産あるいは使用に用いるソフトウェア。
4. 技術
専ら設計した、又は改良した上記 1.1 項から 3 項の研究・生産あるいは使用に用いる技術。

オ 商用暗号輸出入許可を申請する必要な書類

経営者が本公告に記載された商用暗号の輸出入に従事する際、省級の商務主管部門を通じて商務部に両用品・技術輸出入許可申請表を記入したうえで提出し、かつ以下の文書を提出しなければならない。

- 申請者の法定代表人、主要経営管理人員および担当者の身分証明書
- 契約書あるいは合意書の副本

- 商用暗号の技術説明
- エンドユーザーと最終用途証明書
- 商務部が提出することを規定したその他の文書

カ 商用暗号輸出入許可の申請手続

- 商務部は上述の申請書類を受領した日より国家暗号管理局などの関係部門と共同で審査を行い、法定の期限内に許可あるいは不許可を決定しなければならない。申請で審査を経て許可されたものには、商務部が両用品・技術輸出入許可証を交付する。
- 輸出入許可証の受領申請と発行の手順、特殊な状況の処理、文書資料の保存期限などは、「両用品及び技術輸出入許可証管理規則」の関連規定を参照して実行する。
- 輸出入経営者は税関に両用品・技術輸出入許可証を提示し、税関法の規定に基づいて税関手続を行い、かつ税関の監督管理を受けなければならない。税関は商務部が発行した両用品・技術輸出入許可証にもとづいて通関手続を行う。

2. 司法解釈

(1) 最高人民法院による食品安全の民事紛争案件審理の法律適用若干問題に関する解釈(一)⁷

最高人民法院 2020年12月8日公布、2021年1月1日施行

① 背景

「食は人の天なり、食の安全は第一」（中国語「民以食为天，食以安为先」）と言われるように、食品の安全性は国民の健康と生命の安全に関連しているため、党中央、国務院は食品の安全性の問題を重視している。中国共産党第19回人民代表大会の報告にも、食品安全戦略の実施を明確にしており、食品安全を重要課題とし、最も厳格な基準、最も厳格な監督、最も厳しい罰則、最も深刻な責任追及を実施し、国民の安全を確保することを強調している。

一方で、経済・社会及び科学技術の急速な発展に伴い、国民は豊かな食事を楽しみながら、食の安全性の問題から生じた様々なリスクにも直面している。食品安全事件は時折発生し、食品安全の違法行為が繰り返されており、これらの問題が消費者の食品安全に対する信頼感や食品業界の健全な発展に影響を与えている。

このような背景の中、食品安全の民事紛争案件を正確に審理し、国民の身体健康と生命安全を保障するため、2020年12月8日、最高人民法院より食品安全の民事紛争案件審理の法律適用若干問題に関する解釈（一）（以下「本解釈」という）が公布され、2021年1月1日より施行されることとなっている。本解釈は、中華人民共和国民法典⁸の立法精神を具現

⁷ 「最高人民法院关于审理食品安全民事纠纷案件适用法律若干问题的解释(一)」

⁸ 「中華人民共和国民法典」

化し、民法典の具体的な制度を実施し、民法典と食品安全法⁹、消費者権益保護法¹⁰等の特別法との適用関係の問題に注目し、司法解釈が民法典及び食品安全法等の法律の立法目的に整合することを確保している。

本解釈は、食品安全の民事責任主体の確定、賠償責任の負担及び訴訟手続などに関する規定を定めており、全 14 か条で構成されている。以下、本解釈の主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 食品安全責任主体の確定¹¹

- 消費者が食品安全基準に合致しない食品により損害を受け、食品安全法第 148 条 1 項に基づき食品の生産者又は経営者に対して損害賠償を請求した際に、損害賠償請求を受けた生産者又は経営者が、生産・運営の相手方が負担すべきものであることを理由に免責を主張した場合、人民法院は当該主張を支持しない。
- 生産者に責任がある場合、経営者は補償を行った後に生産者に対して求償する権利があり、経営者に責任がある場合、生産者は補償を行った後に経営者に対して求償する権利がある。

イ 電子商取引プラットフォーム経営者の責任¹²

- 電子商取引プラットフォーム経営者が、自己が経営主体であると表示して販売した食品、又は自己が経営主体であると表示していないものの実際に自己が経営主体として販売した食品が、食品安全基準に合致せず、消費者が食品安全法第 148 条の規定に基づき、電子商取引プラットフォーム経営者が食品経営者としての賠償責任を負うことを主張する場合、人民法院はそれを支持すべきである。
- 電子商取引プラットフォーム経営者が、実際に自己が経営主体として業務を展開していないが、掲載された表示等により消費者に対して電子商取引プラットフォーム経営者が自ら経営主体となっていると誤解させるに十分であれば、消費者が食品安全法第 148 条の規定に基づき、電子商取引プラットフォーム経営者が食品経営者としての賠償責任を負うことを主張する場合、人民法院はそれを支持すべきである。
- 電子商取引プラットフォーム経営者が食品安全法第 62 条及び第 131 条に違反し、プラットフォーム内の食品経営者について実名登録を行わず、許可証を審査せず、又はネットワーク取引プラットフォームのサービスの報告、停止等の義務を履行せず、消費者の法的権利に損害を与えた場合で、消費者が、電子商取引プラットフォーム経営者に対してプラットフォーム内の食品経営者と連帯して責任を負うことを主張する場合、人民法院はそれを支持すべきである。

⁹ 「食品安全法」

¹⁰ 「消費者権益保護法」

¹¹ 本解釈第 1 条

¹² 本解釈第 2 条、第 3 条

ウ 食品安全基準に適合しないことを明らかに知る各場合の確定¹³

食品経営者が、以下のいずれかに該当するとして、消費者が、食品経営者が食品安全法第 148 条に定める「食品安全基準に適合しないことを明らかに知る」場合に該当すると主張する場合、人民法院はそれを支持すべきである。

- 賞味期限を過ぎた食品を販売した場合
- 販売した食品の適法な購入元を提供することができなかった場合
- 合理的な理由なく、明らかに不当な低価格で食品を購入した場合
- 法により入荷検査義務を履行しなかった場合
- 食品の製造日、ロット番号を変更し、虚偽表示した場合
- 食品の入荷及び販売の記録を移転、隠匿、違法に破棄し、又は意図的に虚偽の情報を提供した場合
- その他明らかに知ることと認定された場合

エ 生産経営者の懲罰的賠償責任¹⁴

- 消費者は、生産経営者が食品安全基準に合致しない食品を生産・販売したのと同時に詐欺を構成すると判断した場合、食品安全法第 148 条第 2 項又は消費者権益保護法第 55 条第 1 項の規定を選択して食品生産者又は経営者が懲罰的賠償責任を負うことを主張する権利を有する。
- 食品が食品安全基準に合致せず、消費者が、食品生産者又は経営者が食品安全法第 148 条第 2 項に基づき懲罰的賠償責任を負うことを主張し、食品生産者又は経営者が、消費者に人身損害を与えなかったことを理由に抗弁した場合、人民法院はそれを支持しない。
- 食品生産者又は経営者が生産者の氏名、住所、原材料、成分表が表示されていない、または製造年月日や賞味期限が明確に表示されていない包装済み食品を生産、販売し、消費者が、食品生産者又は経営者が食品安全法第 148 条第 2 項に基づき懲罰的賠償責任を負うことを主張した場合、人民法院はそれを支持すべきである。但し、法律、行政法規、食品安全に関する国家基準等において表示に関する事項について別段の定めがある場合を除く。

オ 輸入食品に関する無効な免責抗弁¹⁵

- 輸入食品が中国の食品安全に関する国家基準又は國務院の衛生行政部門の一時適用を決定する基準に合致せず、消費者が販売者、輸入業者等の経営者が食品安全法第 148 条の規定に基づき賠償責任を負うことを主張し、これに対して販売者、輸入業者等の経営者が、輸入の食品が輸出地の食品安全基準に合致し、又は既に中国の出入国検査検疫機構の検査検疫を通過していることのみを理由として免責抗弁を行う場合、人民法院はそれを支持しない。

¹³ 本解釈第 6 条

¹⁴ 本解釈第 7 条、第 10 条、第 11 条

¹⁵ 本解釈第 12 条

(2) 最高人民法院による知的財産権の民事訴訟の証拠に関する若干の規定¹⁶

最高人民法院 2020年11月16日公布、2020年11月18日施行

① 背景

知的財産権の保護は、イノベーションを促進するための基本的な手段であり、知的財産権の司法保護を強化することは、中国の経済競争力を向上させ、イノベーション主導の発展を達成するための重要な保証でもある。

2018年2月、中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁は、知的財産権裁判の分野における改革革新の強化に関する若干の問題に関する意見¹⁷を公布し、知的財産権事件の特性に応じた民事訴訟の証拠規定の確立を要求した。2019年11月、中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁は、知的財産権の保護への強化に関する意見¹⁸を公布し、知的財産権に関する民事訴訟の証拠規定の司法解釈の制定を要求した。

党中央委員会の決定を実行し、民事訴訟における知的財産権の権利者の「立証難」や権利保護のコストが高いなどの問題を解決するため、最高人民法院は、民事訴訟法等の関連法令に基づき、知的財産権事件の裁判実務に照らして、知的財産権の民事訴訟の証拠に関する若干の規定（以下「本規定」という。）を起草し、2020年11月16日に公布した。

本規定は合計33か条により構成され、2020年11月18日より施行され、知的財産権訴訟における証拠に関する顕著な問題の解決に焦点を当てている。本規定は、知的財産権事件の裁判実務に基づいて、民事訴訟における証拠の基本的な規則に沿って、証拠提出、立証の妨害、証拠保全、司法鑑定等の重要な制度を改善し、権利者の立証責任を適宜に軽減し、当事者が積極的に証拠を提出するよう誘導する知的財産権民事訴訟制度を構築している。

上記を踏まえて、本規定の主な内容を以下のとおり紹介する。

② 主な内容

ア 当事者の立証義務の明確化¹⁹

当事者は自己の主張について立証しなければならない。また、人民法院は、事件の審理状況に応じて、当事者の主張及び証明すべき事実、当事者の証拠の持つ状況、立証能力等に基づき、当事者に対して関連証拠の提出を求めることができる。

イ 非新製品方法の特許権利者の立証責任²⁰

特許の方法により製造した製品が新製品に該当しない場合、特許侵害紛争の原告は以下の事実を立証しなければならない。

- 被告が製造した製品は特許の方法を利用して製造した製品と同じものであること
- 被告が製造した製品は特許の方法を利用して製造された可能性が高いこと
- 原告は、被告が特許の方法を利用したことを証明するために合理的な努力を尽くし

¹⁶ 「最高人民法院关于知识产权民事诉讼证据的若干规定」

¹⁷ 「关于加强知识产权审判领域改革创新若干问题的意见」

¹⁸ 「关于强化知识产权保护的意見」

¹⁹ 本規定第2条

²⁰ 本規定第3条

たこと

ウ 非侵害確認訴訟における原告の立証責任²¹

非侵害確認訴訟を提起する原告は、以下の事実を立証しなければならない。

- 被告が原告に権利侵害警告又は原告に対する侵害摘発を行ったこと
- 原告が被告に訴権行使の催告を行ったこと及びその催告日、送達日
- 被告が合理的な期限内に訴訟を提起しなかったこと

エ 匿名での証拠取得の効力の承認²²

権利者は、知的財産権侵害行為を発見するため、又は、知的財産権侵害行為があったことを証明するために、自ら又は他人に委託して一般の購入者名義で訴えられた侵害者から侵害品を購入することにより取得した実物、領収書等を訴えられた侵害者の侵害を提訴する証拠とすることができる。

オ 国外証拠の公証・認証の簡素化²³

中国国外で成立した下記の証拠について、当事者が公証・認証等の証明手続を行っていないことだけを理由として異議を申し立てた場合は、人民法院はそれを支持しない。

- 既に発効した人民法院の判決により確認された証拠
- 発効した仲裁機構の判断により確認された証拠
- 公式又は公開ルートで取得できる公開出版物、特許文献等
- 真実性を証明できるその他の証拠がある証拠

中国国外で成立した証拠が、以下の事項のいずれかに該当する場合、当事者が認証手続を行っていないことだけを理由として異議を提起した場合、人民法院はそれを支持しない。

- 異議を提起した当事者が証拠の真実性を明確に認めた場合
- 相手方の当事者が証人証言を提出して証拠の真実性を確認し、且つ、証人が偽証をすれば処罰を受け入れることを明確に表明した場合

カ 証拠保全の審査要素の明確化²⁴

人民法院が当事者又は利害関係者から提起された証拠保全の申請について、以下の要素に基づき審査を行わなければならない。

- 申請者はその主張について初歩的な証拠を提出したか
- 申請者自身が証拠を収集できるか
- 証拠滅失又は今後の取得困難の可能性、及びそれらが証明すべき事実の証明に与える影響
- 行われる保全措施が、証拠保持者に与える影響

²¹ 本規定第5条

²² 本規定第7条

²³ 本規定第8条、第9条

²⁴ 本規定第11条

キ 立証の妨害に関する責任²⁵

- 当事者が正当な理由なく協力を拒否し、又は証拠保全を妨害し、証拠保全ができなくなった場合、人民法院は、当事者が不利な結果を負担すると判断することができる。
- 人民法院が既に保全措置を講じている証拠について、当事者が無断で物的証拠を分解し、証拠資料を改ざんし、又はその他の証拠破壊行為を行い、かかる証拠が使用不能になった場合、人民法院は、当事者が不利な結果を負担すると判断することができる。
- 人民法院が法により当事者に関連証拠の提出を求め、当事者が正当な理由なく提出を拒否し、虚偽の証拠を提出し、証拠を破棄し、又はその他証拠を使用不能にする行為を行った場合、人民法院は、その証拠によって証明すべき事項に関する相手方の主張が成立したと推定することができる。

ク 司法鑑定 of 範囲²⁶

人民法院は、以下の証明すべき事実の専門的な問題について、司法鑑定を委託することができる。

- 訴えられた権利侵害の技術プランと特許の技術プラン、現有技術の相応する技術的特徴との間の手段、機能及び効果等に関する相違点
- 訴えられた権利侵害の作品と権利主張の作品の相違点
- 当事者が主張した営業秘密とその所属分野における公知の情報の相違点、訴えられた権利侵害の情報と営業秘密の相違点
- 訴えられた権利侵害品と授権されたものとの間の特徴及び特性の相違点、その相違点は非遺伝的変異によるものか
- 訴えられた権利侵害の集積回路配置設計と保護を求める集積回路配置設計の相違点
- 契約書に含まれる技術における欠陥の有無
- 電子データの真実性、完全性
- その他司法鑑定を委託する必要がある専門的な問題

ケ 証拠提出命令の適用²⁷

立証責任を負う当事者が人民法院に対して証拠を保有する相手方の当事者による証拠提出を命じることを書面にて申請し、その申請の理由が成立した場合、人民法院は証拠提出命令の裁定を下すべきである。

コ 営業秘密に関する証拠の取り扱い²⁸

関連証拠が営業秘密またはその他の秘密保持が必要となる商業情報に関わる場合、人民法院は、関連の訴訟参加者が証拠にアクセスする前に、その訴訟参加者に対し、秘密

²⁵ 本規定第 13 条、第 14 条、第 25 条

²⁶ 本規定第 19 条

²⁷ 本規定第 24 条

²⁸ 本規定第 26 条

保持契約書の締結及び機密保持の誓約を要求し、又は裁定等の法的文書によって、訴訟参加者に対し、訴訟手続においてアクセスした秘密情報を、本件訴訟以外の目的で開示し、使用し、他人に使用させてはならないように命じなければならない。

サ 知的財産権侵害の賠償額を証明できる書類²⁹

当事者が提供した財務帳簿、会計伝票、売買契約、入在庫資料、上場企業の年次報告書、株式募集説明書、ウェブサイト又はパンフレット等での記載、設備やシステムに保存された取引データ、第三者プラットフォームで統計された商品の流通に関するデータ、評価報告書、知的財産権ライセンス契約及び市場監督管理部門、税務部門、財務部門の記録等は、当事者が主張する知的財産権侵害に対する賠償額を証明するための証拠として使用することができる。

シ ライセンス料に関する証拠の審査要素³⁰

当事者が、知的財産権ライセンス料の合理的な倍数を参照して賠償額を決定すべきであると主張する場合、人民法院は、以下の要素を考慮して、ライセンス料に関する証拠を審査し、認定することができる。

- ライセンス料が実際に支払われているか及びその支払方法、ライセンス契約が実際に履行されているか、又は、届出を行っているか
- ライセンスの権利内容、方式、範囲及び期間
- ライセンシーとライセンサーとの間に利害関係があるか
- 業界におけるライセンスの通常基準

(邢沂晨・中国弁護士)

²⁹ 本規定第 31 条

³⁰ 本規定第 32 条

二. 連載 中国法実務のイロハ
第三弾：契約実務のイロハ（第9回／全10回）

第1回	2020年4月号	取引相手の選定と審査
第2回	2020年5月号	日本の契約との違い
第3回	2020年6月号	契約の言語、準拠法、紛争解決手段
第4回	2020年7月号	契約の履行を確保するための方法
第5回	2020年8月号	期間及び時効の管理
第6回	2020年9月号	契約の変更と終了
第7回	2020年10月号	輸出入契約のポイント
第8回	2020年11月号	代理店契約のポイント
第9回	2020年12月号	業務委託契約のポイント
第10回	2021年1月号	賃貸借契約のポイント

第9回 業務委託契約のポイント

第7回より第10回までは、中国事業に関してよく締結される典型的な契約をご紹介します。今回は、中国で事業を行う上で、専門的な業者の力を借りて業務を拡大するために不可欠な各種業務委託契約についてご紹介します。

Q3.9.1 業務委託契約とはどのような契約でしょうか。

「業務委託契約」は、日本ではよく見られる契約名ですが、法律上の用語ではありません。

中国でも「業務委託契約」という法律上の契約類型はありませんが、請負契約、委任契約、技術契約、物業サービス契約などの典型契約や、その他の非典型契約（肖像権使用契約のようにいずれの典型契約にも属さないものや、運転手付き自動車のレンタル契約（自動車の賃貸借に運転労務提供に関する内容が付加されている）のように、複数の典型契約の要素が複合的に含まれるものもあります。

理論上、業務委託契約は、主に契約の当事者の間で、委託者が受託者に委託する一定の業務について、その業務内容や条件を約定する契約であるといえます。なお、中国法実務上、「委託契約」³¹という概念がありますが、これは日本の委任契約に相当し、委任者と受任者の間で、受任者が委任者の事務を処理する旨を約定する契約をいいます³²。これは業務委託契約の一種類に該当します。

実務上、業務委託契約は、各種業務のアウトソーシングに関する契約、各種のコンサルティング契約、専門家に調査、検査や評価などを依頼する契約、イベント業務に関する契約、広告宣伝に関する契約など、様々な場面で使われます。ただ、日本と異なり、その場合「業務委託契約」という一般的名称はあまり使われず、より具体的な内容の契約名をつけることが多いと

³¹ 中国語では「委托合同」。

³² 民法典第919条

いえません。そのため、契約の名称にかかわらず、契約の主な内容として、契約当事者の一方が、一定の業務をその他の契約当事者に委託する旨が規定されていれば、当該契約は業務委託契約に該当すると理解されます。

Q3.9.2 業務委託契約における一般的な注意事項は何でしょうか。

業務委託契約については、典型契約である売買契約等と異なり、法律上当事者の権利義務が具体的に定められていません。従って、委託業務の内容、履行方法、業務委託料の金額及び支払方法、成果物の提出方法、成果物の権利帰属、瑕疵担保責任、契約不履行又は履行不可能な場合の取扱い、契約終了後の取り扱いなどを具体的に契約で定める必要があります。

そのうち、委託業務の内容については、記載が不明確であると紛争になることが多いため、業務委託契約書においてできる限り業務の範囲を具体的に明記していくことが必要であり、業務内容を列挙する方法や、業務内容の詳細を別紙で定める方法などが考えられます。業務委託料については、「委託料は●●元とする」のように金額を明確に定めるのが通常ですが、「1日当たり●元とする」や「売上の●%を委託料とする」のような計算式を定める方法もあります。また、税込みか税抜きかも明記すべきです³³。支払いの時期についても、「契約締結後●営業日以内」、「成果物提出後●営業日以内」、「発票受領後●日以内」などと明確に定めるとともに、期限を徒過した場合の違約金の定めを置くことがよく見られます。

一般的な留意事項は上述のとおりですが、委託業務の内容により各契約書の留意点が異なります。例えば、業務アウトソーシングに関する契約は、実質的に雇用契約に該当するとみなされないように留意する必要があります³⁴。イベント業務や広告宣伝に関する契約は、委託の成果物や責任の約定が重要です。

Q3.9.3 業務委託契約が無効となる場合について。

業務委託契約の内容は、原則として、当事者が取引の実態に照らして自由に合意した内容に従います。しかし、一般論として、中国法上、次のような民事法律行為は無効となります。

- ① 民事行為無能力者が行った民事法律行為³⁵
- ② 行為者と相手方が虚偽の意思表示によってなした民事法律行為³⁶
- ③ 法律、行政法規の強行規定に違反する民事法律行為³⁷

³³ 税について特に定めない場合には、税込みであると理解されるのが通常です。

³⁴ 「受託者において、役務提供の従事者と労働契約を結び、社会保険に加入すること」といった規定を置いて、役務提供の従事者と委託者との間に事実上の労働関係が生じたとの主張を防ぐという対応がよく取られます。

³⁵ 民法典第 144 条

³⁶ 民法典第 146 条

³⁷ 民法典第 153 条第 1 項。、但し、当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合はこの限りではありません。

④ 公序良俗に反する民事法律行為³⁸

⑤ 行為者と相手方との悪意の通謀により他人の合法的權益を損なう民事法律行為³⁹

その他、契約自体の効力には影響はないものの、契約における次に掲げる場合に係る免責条項は、無効となります⁴⁰。

① 相手方に人身的損害をもたらした場合

② 故意又は重大な過失により相手方に財産的損失をもたらした場合

なお、特定の種類の業務委託契約について、無効事由を定める法令の規定が散見されます。例えば、当事者が技術の開発、譲渡、許諾、コンサルティング及びサービスにつき締結する当事者間の権利及び義務を確立する契約である「技術契約」について、不法に技術を独占し、又は他人の技術成果を侵害する場合は、無効となります⁴¹。

Q3.9.4 委託先が一定の資格や能力を有することが必要条件となる場合の留意点。

委託先である実際の業務を担当する受託者が、業務を取扱うときに、一定の資格や能力を有することが必要となるケースがあります。

例えば、労務派遣契約の場合、労務派遣会社は「労務派遣経営許可証」の保有が必要であり、また、設計や施工契約の場合、設計者又は施工者は、プロジェクトの規模や性質に応じた設計資格又は施工資格の保有が必要です。

したがって、このような当該業務委託契約を締結する際には、次の各点の対応をすることが良いと考えられます。

① 必要な資格の要否を確認すること

② 受託者に対して受託者が当該必要な資格の有無を確認し、資格証書の提供を受けること
(なお、近時は政府機関のウェブサイト等で資格情報が公示されていることが多く、それを自ら確認することも可能です。)

③ 資格証書のコピーを業務委託契約書の別紙とすること

④ 業務委託契約書に「受託者は本業務の遂行のために必要な資格を全部保有していることを保証する」という規定を入れること

⑤ 業務委託契約書に、「受託者が本業務の履行期間中に、当該資格の取消し等により委託者に与えた損失を賠償する」等のような責任負担に関する内容を規定すること

³⁸ 民法第 153 条第 2 項

³⁹ 民法第 154 条

⁴⁰ 民法第 506 条

⁴¹ 民法第 850 条

Q3.9.5 検収について定めることの重要性。

業務委託契約の主な趣旨は一定の業務の委託であるため、受託者が委託者の要求により業務を遂行するか否か、成果物がどのように提出されるかが、契約目的を達成するために重要です。したがって、業務委託契約書において、どのような履行がなされれば受託者が義務を果たしたといえるのかを確定するために、検収に関する条項を定めることが必要です。検収に関する条項は具体的にどのように設けられるかは、業務委託契約の種類及び内容により若干異なりますが、一般に次の内容を含めるべきと考えられます。

(1) 明確な検収方法

委託業務の完成状況を確認するため、検収に関わる内容を規定する必要があります。具体的には、検収期間、完成基準、確認方法等を明確に定めることとなります。対象となる委託業務の種類等によって、検収のポイントは異なりますが、業務委託契約書の一例として、「委託者は、●●（検収期限）までに、●●（検収方法）により検収を実施し、委託者の要求（検収基準）に満たさないが発見した場合、受託者にその検収結果を乙に●●（通知期限）までに通知する。なお、同期限までに受託者が委託者から何らの通知を受領していないときは、同期限が経過したときに検収に合格したものとみなす」と定めるものがあります。

(2) 検収により不合格と判断した場合の対応方法

検収の結果が不合格となった場合に、委託業務によりますが、対応方法が委託者の指示に従う、又は事前に全部やり直すのか、或いは不合格の部分だけを直すのか、さらに不合格の場合に委託料を減額するのか等を業務委託契約書に明記することが考えられます。すべての業務委託契約に通用する雛形を揃えておくというよりも、個別の委託業務の内容に応じて、検収不合格の場合に取るべき対応策を具体的に検討して、事前に規定しておくことが、紛争を未然に防ぐことに役立ちます。

(3) 検収で発見できなかった問題があった場合の対応方法

検収終了後に、成果物に瑕疵が発見される場合があります。当該瑕疵に対する責任を負うべき期間は、法律上当然に定まるものではなく、契約で当該委託業務の成果物の性質に応じて契約において合理的期間を定めるべきこととなります。また、対応方法としては、無償交換や無償補修等が考えられます。例として、業務委託契約書において、「検収後に成果物に瑕疵が発見された場合には、当該瑕疵が委託者の責に帰すべきものである場合を除き、受託者が無償で交換を行うものとする。但し、委託者の当該無償交換に関する請求は、当該瑕疵にかかる成果物の検収完了日より●日以内に行使ものとする」を定めるものがあります。

Q3.9.6 業務委託終了後の支給品、貸与品や秘密情報の処理について。

業務を委託するときに、委託者から一定の支給品や貸与品を受託者に提供することがあります。この場合、業務委託終了後、当該支給品や貸与品の処理について事前に業務委託契約書に規定することが必要です。まず、提供の際に、双方の立会いのうえ検査することや数量・規格

を明記すべきといえます。また、受託者には支給品及び貸与品の使用・保管についての善管注意義務を規定すべきです。さらに、支給品及び貸与品について受託者の故意又は過失により滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときの対応として、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状回復し、又は損害を賠償すべき旨を規定することが考えられます。

また、業務を委託する際に、委託者が受託者に対して各種情報を提供することが、単純な売買契約などと比べて一般に多くなるといえます。これらの情報が委託者の技術上や営業上の秘密に該当する場合には、秘密保持条項を置いてそれを遵守させるべきです。秘密保持については、別途秘密保持契約書を締結することもあります。業務委託契約に基づき開示される秘密情報に関する取り決めの場合には、業務委託契約書に秘密保持条項を規定することで足りるのが通常です。規定内容としては、秘密情報を他人に漏らしてはならないこと、受託者の社内でも秘密情報に触れるべき者と用途を限定すること、業務委託契約が終了した場合、又は開示者から要求があった場合は、すべての秘密情報（これらの複製物を含む）を遅滞なく開示者に返却し、又は開示者が指示したときは、自らの責任において廃棄・消去すること、開示者が要求した場合、受領者は返却又は廃棄・消去にかかる証明書を開示者に提出することといった内容であり、一般的な秘密保持契約における内容と同種のものとなります。

Q3.9.7 契約の中途解約に関する留意点。

法律上、委任者又は受任者は、随時委任契約を解除することができます⁴²。そのため、委任の性質を有する業務委託契約の当事者はいずれも委託業務を中途解約する権利を有すると解されます。但し、この場合、中途解約をした当事者は相手側の損失を賠償しなければなりません。この点、民法典によると、契約を解除したことにより相手方に損失をもたらした場合には、当該当事者の責めに帰することのできない事由によることを除き、無償委任契約の解除当事者にあつては、解除の時期が不適切であったことによりもたらされた直接損失を賠償しなければならず、有償委任契約の解除当事者にあつては、相手方の直接損失及び契約の履行利益を賠償しなければならないとされています⁴³。なお、委任者が死亡し、もしくは終了し、又は受任者が死亡し、民事行為能力を喪失し、もしくは終了した場合には、当事者間に別段の約定がある場合又は委任事務の性質に基づき終了すべきでない場合を除き、委任契約は終了すると規定されています⁴⁴。

業務委託契約は、その履行が一定の期間継続することが多く、事情の変化に応じて解約すべき場合が生じること、他方、委任契約以外の要素を含む業務委託契約が少なくなく、上記民法典の規定だけで解決できない場面もありうることから、中途解約の条件及び効果については、契約上明確に定めておくことが望ましいといえます。

⁴² 民法典第 933 条第 1 文

⁴³ 民法典第 933 条第 2 文

⁴⁴ 民法典第 934 条

特に、中途解約の場合における未完成の成果物の取扱い及びそれに対する報酬支払について定めておくことが重要です。業務委託契約の成果物は、受託者の自己使用や転売が容易でないものが多いため、一般的に、未完成品であっても委託者に引き渡す旨定めることが多いといえます。その場合の報酬支払については、出来高による支払のほか、完成前の引渡しにより委託者が利益を受けた範囲においてのみの支払とするか等を、検討すべきことになります。

Q3.9.8 知的財産権委託開発契約の留意点。

業務委託契約の履行において、成果物の知的財産権が生じる場合、その帰属先について明確にしておく必要があります。

この点、委託開発契約の場合、委託開発で完成した発明創造については、法律に別段の定めがある場合又は当事者間に別段の約定がある場合を除き、特許を出願する権利は、研究開発者に属し、研究開発者が特許権を取得した場合には、委託者は、当該特許を法により実施することができます⁴⁵。また同条によると、研究開発者が特許出願権を譲渡する場合には、委託者は、同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有します。特許法にも同じ趣旨の内容が定められており、2つ以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造、1つの単位又は個人が他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造の特許を出願する権利は、別段の合意がある場合を除き、単独もしくは共同で完成させた単位又は個人に帰属します⁴⁶。コンピュータソフトウェアに関する規定においても、他人から開発を委託されたソフトウェアについては、委託者と受託者との間の書面による契約で著作権の所有権が合意され、書面による契約がない場合、または契約が明示的に合意されていない場合、著作権は受託者に帰属すると規定されています⁴⁷。

上記のとおり、成果物の知的財産権の帰属先については、当事者間の合意により確定することが可能です。委託者としては、委託者に知的財産権を移転するように定めることが一般的に有利な定め方ですが、その権利移転の時点、成果物の発生時、成果物の提出時、又は委託料の支払完了時等のどの時点に定めるかを検討すべきことになります。受託者としては、成果物に関する知的財産権を全て委託者に対して譲渡してよいか、それとも一部または全部の知的財産権を譲渡せず、受託者に留保しておくかを検討すべきことになります。

Q3.9.9 ウェブサイトの設計及びメンテナンスに関する委託開発契約の留意点。

当事者が技術の開発、譲渡、許諾、コンサルティング及びサービスにつき締結する相互間の権利、義務を確立する契約を、「技術契約」といいます⁴⁸。技術契約の内容には、通常、プロジェクトの名称、目的物の内容、範囲及び要求、履行の計画、場所及び方式、技術情報及び資料

⁴⁵ 民法典第 859 条

⁴⁶ 特許法（専利法）第 8 条

⁴⁷ コンピュータソフトウェア保護条例（计算机软件保护条例）第 11 条

⁴⁸ 民法典第 843 条

の秘密保持、技術成果の帰属及び収益の分配方法、検収の基準及び方法、名詞及び専門用語の解釈等の条項が含まれます⁴⁹。

委託開発契約は、技術契約のうちの技術開発契約の一種⁵⁰として、受託者である研究開発者は、約定に従い研究開発計画を制定し及び実施し、合理的に研究開発経費を使用し、期限どおりに研究開発の仕事を完成し、研究開発成果を引き渡し、関連する技術資料及び必要な技術指導を提供し、委託者による研究開発成果の習得を助けなければなりません⁵¹。また、リスク分担について、技術開発契約の履行過程で、克服することができない技術的困難が生じたことにより、研究開発が失敗し、又は一部失敗した場合の当該リスクは、当事者の約定に従うものとし、約定がなく又は約定が明確でなく、補充の合意に達することもできず、契約の関連条項又は取引慣習に従ってもなお確定することができない場合には、リスクは、当事者が合理的に負担します⁵²。

ウェブサイトの設計及びメンテナンスに関する委託開発契約のような契約は上記の技術開発契約に関する規定に従う必要があるほか、システムやソフトウェアを運用して初めて瑕疵の発見が可能になるという特徴が存在するため、Q3.9.5 の(3)で紹介した瑕疵担保責任についての規定は重要です。

また、知的財産権の帰属に関する規定については、Q3.9.8 をご参照ください。なお、知的財産権ではなく、一般のノウハウの場合について、委託開発で完成した技術秘密成果の使用権、譲渡権及び収益の分配方法は、当事者の約定に従うものとし、約定がなく又は約定が明確でなく、補充の合意に達することもできず、契約の関連条項又は取引慣習に従ってもなお確定することができない場合には、当該技術案に特許権が付与されるまで、当事者は、いずれも使用及び譲渡の権利を有するが、委託開発の研究開発者は、研究開発成果を委託者に引き渡す前に、研究開発成果を第三者に譲渡することはできないとされています⁵³。

なお、ウェブサイト（伝統的な企業紹介ページのほか、EC サイトの店舗や SNS 上のページを含む）の設計や運用（日常的更新を含む）を外注する場合には、受託者において、第三者が著作権を有する写真、コンテンツ、特殊なフォントを無許諾で利用したり、又は広告法に違反する宣伝文句を掲載したりといった行為により、当該ウェブサイトの保有主体である委託者が、第三者から権利侵害の訴訟提起を受けたり、行政罰を受けたりすることがあります。そのため、業務委託契約において、上記のような違法行為を禁じ、それにより生じた損害賠償義務を受託者に負わせる規定を置くとともに、委託者側においても、外注業務管理を適切に行い、知らないうちに自らが違法行為を行ってしまうことのないように注意すべきといえます。

⁴⁹ 民法典第 845 条

⁵⁰ 民法典第 851 条第 2 項

⁵¹ 民法典第 853 条

⁵² 民法典第 858 条

⁵³ 民法典第 861 条

Q3.10.10 KOLを使ったプロモーションの委託に関する契約の留意点。

EC サイトを通じて、消費者向けの商品をプロモーションするために、KOL (Key Opinion Leader) を起用することが中国では多くなっています。KOLは委託者の商品をライブで紹介しながら購入を促す場合のほか、フォロワーが多い SNS のアカウントにおいて委託者の商品やイメージを宣伝すること、或いは、委託者の新商品発売イベントに参加して、その時の写真や感想を述べた記事を配信するなど、様々な方法で、企業のプロモーションに関与しています。

KOL は、専属の会社を設立して活動する場合、仲介業者を通じて活動する場合、個人で活動する場合など様々な態様がありますので、業務委託契約の当事者についても、特定の KOL の専属企業、複数の KOL を取り扱う仲介業者、または個人場合があります。

KOL は、人気がある者ほど多忙なスケジュールを組んでおり、また、KOL の活動は、その個性に応じた自由度や臨機応変性に特徴があるため、業務委託内容を予め詳細かつ確定的に決めることが難しく、プロモーションの効果も確実な予想が難しいことから、報酬をめぐる紛争が生じることもあります。

そのため、主要な委託内容を確定しつつ、細部については幅を持った規定内容とすることや、所要時間、掲載本数、販売件数等のような客観的に確認できる項目により報酬額を決めるようにするなど、委託内容に応じてワークする契約とすることが必要といえます。

また、KOL によるプロモーションは、ネットを通じて迅速かつ広範に情報が配信されることや、宣伝効果を狙って、誇張した表現が使われがちであることから、広告法違反などの問題が起きやすいリスクを有します。そのため、業務委託契約書において、受託者について、KOL の記事やライブ配信の内容を含めて、すべての行為について法規制の遵守義務を定めることが重要です。また、Q3.9.9 で紹介したウェブサイトの委託の場合と同様、KOL の記事やライブ配信の内容を事前に委託者がチェックする体制を整えることにより、効果帰属主体となりうる委託者が権利侵害訴訟や行政罰を受けないようにすることが肝要です。

委託料の支払いについては、業務内容が変更された場合の取り扱いや、配信内容が削除されてしまった場合の取り扱いを定めることで、紛争を未然に防ぐことができます。また、特に、KOL 個人に対して直接報酬を支払う場合、契約書締結や個人所得税に関する面倒を避けるため、委託者の担当者が架空の経費精算を行って裏金を作り、現金で KOL に報酬を支払う例も散見されますので、企業経営のコンプライアンスの観点からも、KOL との取引については、注意が必要です。

(苗曉艶・中国法顧問)

三. 中国法務の現場より

1. 北京市自動車ナンバー抽選に関する新しい規定

2020年12月7日、「北京市小型乗用車数量調節暫行規定」⁵⁴及びその実施細則が北京市交通委員会より公布され、2021年1月1日より施行される⁵⁵。



北京市では、乗用車の数量を抑える為に、2011年から抽選の方法で、車両ナンバーを発行している。具体的には、抽選資格のある人は、専用の車ナンバー配給システムに個人情報を入力し、2か月に1回抽選が実施され⁵⁶、当選した人が北京市の車両ナンバーを入手することができ、これによって初めて北京市内で車両を運行することができる。

抽選に参加するための資格としては、北京市戸籍を有している人については、北京市の車両ナンバーを登録していないこと、そして運

転免許証を保有していることが条件となっている。北京市の戸籍を有していない者についても車両ナンバーを取得することも可能であるが、その場合には、北京市における就業居住証又は北京市居住証を有していること、そして、5年連続して個人所得税と社会保険を納付していることが必要である。また、外国人については、外国人永久居留証又は1年以上の北京市での居留許可若しくは訪問ビザを有しており、且つ北京市内における1年以上の臨時住所登録証明を有することが必要とされている。

こういった車両ナンバー抽選制度は、北京市の車両ナンバーの総数量の増加を抑えたが、なかなか抽選に当選しない家庭がある一方、複数回当選し、余ったナンバーを違法に転売又はリースしてしまうような家庭もあるなどバランスが崩れた状況が生じている。

従前は車両ナンバー抽選には個人の資格で参加することが必要とされていたが、今後は家庭（配偶者、子女、父母等2人以上の親族で構成）の資格で参加することが可能となり、家庭の資格で参加した場合、個人よりも当選確率が高まると言われている。また今後は、北京車両ナンバーは1つの主体に当たり1つのみ保有することができることとされ、複数の車両ナンバーを保有している者が車両ナンバーを更新するにあたっては、1つしか更新をすることができず、その余は譲渡するかナンバーを破棄しなければならない。

上記の改変により、より多くの者に北京車両ナンバーが公平に行き渡ることが期待される。

(吳秀穎・中国法顧問)

⁵⁴ 「北京市小客车数量调控暂行規定」

⁵⁵ なお、同名の規定が2010年12月23日に公布されており、2017年12月11日に改正がなされている。今回は2回目の改正と位置付けられると理解される。

⁵⁶ 2014年以前は、毎月1回抽選が実施されていた。

2. 2021年の祝日スケジュール

(1) 中国の法定休日の定め方の特徴

中国では、例年11月か12月に、国務院から、翌年の祝日スケジュールが発表される。2021年のスケジュールは、11月25日付の通達で発表された⁵⁷。

中国では、「全国年間祝日及び記念日休暇弁法」⁵⁸という法令で祝日（法定休日）が定められているが、春節、端午節、中秋節といった旧暦に基づき毎年変動が生じる法定休日があるほか、例えば春節の法定休日は3日間であるものの、前後の週末から適宜休日を移動させて7日間の連休を作るといった方式を取るため、具体的にどの日が休みになるのかということは、法令を見ても一義的には決まらない。そこで、国務院が具体的な休みを確定して翌年のカレンダーを発表することになる。

中国では、以前は春節、労働節、国慶節の3大連休（それぞれ3日の法定休日に週末をつなげて7連休を作る）のほかは、元旦を1日休むだけであったが、2007年の法改正により、清明節、端午節、中秋節という伝統文化に根差す祝日を法定休日に追加し、法定休日の合計日数も10日から11日に増えた。その代わりに労働節は法定休日が3日から1日に減らされ、週末につなげて3連休にとどまり、5月の「ゴールデンウィーク」は消滅した。

ところが、2019年から、労働節の前後の週末に2つ振替出勤日を置くことにより、週末とつなげて、4連休（2019年）や5連休（2020年）とする政策が取られた。2021年も5連休が実現しており、事実上、「ゴールデンウィーク」が復活したといえる。

元旦については、例年3連休となることが多いが、2020年は1月1日（水）の1日のみが休みとなった。同じく週の真ん中に孤立していた2019年5月1日（水）の労働節については、前後の週末に振替出勤日を2つ作って無理やり4連休にしたことと比べると、中国では、日本と異なり、元旦が祝日としてはそれほど重視されていないということがいえる。

(2) 春節に関する留意点

中国では、春節が極めて重視され、帰省して一家団欒する人や、学校の冬休み入り（春節の1、2週間前に始まる⁵⁹）から休みを取って家族旅行に出る人なども多い。また、伝統的には、旧暦1月15日（2021年の場合は2月26日）の元宵節（祝日ではない）までが「お正月気分」となっているため、政府機関や民間企業においても、春節の前後各1週間は、本格的な稼働とならないことが多い（対外的には営業していても、決裁権者が不在という理由で業務が停滞する）。この期間に中国との大型取引、中国での行政手続等をご計画される場合には十分な余裕を持っていただくことをお願いしたい。

なお、2020年度は、コロナの影響で、春節休みの延長、帰省先から沿岸大都市部へのUターンの規制、段階的な操業開始規制があり、春節後の平常業務再開が大幅に遅れたが、2021年度は、この1年間を通じて整備されたピンポイントの移動規制措置⁶⁰や、学校におけ

⁵⁷ http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/25/content_5564127.htm

⁵⁸ 「全国年节及纪念日放假办法」（2014年1月1日改正施行）

⁵⁹ 2021年は、前年に閏月が設けられて春節が2月中旬と遅くなった関係で、学校の冬休みは1月23日から2月21日に設定され（上海市の例）、春節よりも3週間近く前からの開始となる。

⁶⁰ 高リスク・中リスク地域指定による国内での移動規制制度の導入当時は、行政区単位でリスク地域指定がなされ、当該指定地域から外に出ることが規制されたが、近時は感染者が出た居住区（「小区」と呼ばれる）や特定のホテルなどのピンポイントでリスク地域指定がなされるようになり、移動規制の対象が絞られている。

る移動規制⁶¹等を通じて、感染拡大のリスクをコントロールしつつ、経済活動への影響を最小限に食い止めようとしており、春節後の平常業務復帰スケジュールは、平年並みとなることが想定されている。

(3) カレンダー

政府当局が視覚的にわかりやすいカレンダーを出しているので、紹介する⁶²。



(色塗りの説明)

3倍 法定休日であり、その日に出勤する場合には3倍の賃金を払う。

補休/2倍 週末と同等の休日であり、その日に出勤した場合には代休を与えるか2倍の賃金を払う。

また、本稿では、毎年12月号恒例として、同じトピックを紹介しており、2021年についても、次頁の通り、法定休日（赤字：その日の出勤には3倍の賃金支払いを要する）、連休

⁶¹ 例えば上海市では、児童生徒が上海市外（低リスク地区を含む）に出た場合、上海市に戻ってから14日間は通学が禁じられていることから、旧暦の大晦日と1月1日（2月11日、12日）に市外で旧正月を過ごす、2月22日の新学期には登校ができなくなる。これは学齢期の子供がいる家庭の帰省を減らす要素といえる。

⁶² https://mp.weixin.qq.com/s/L_VbdDYcx616Jl_cnhk_TA

スケジュール、日本の祝日が一目瞭然となるカレンダーに整理したので、ご活用されたい
63。

<2021年中国祝日カレンダー>

	全国民の祝日	休みのスケジュール	日本(参考)
1月	新年 (1月1日)	1月1日(金)~3日(日) 3連休	1/1、1/11
2月	春節 (旧暦1月1日~3日) 【2月12日~14日】	2月11日(木)~17日(水) 7連休 【振替出勤2月7日(日)、2月20日(土)】	2/11、2/23
3月			3/20
4月	清明節 (清明当日) 【4月4日】	4月3日(土)~5日(月) 3連休	4/29
5月	労働節 (5月1日)	5月1日(土)~5日(水) 5連休 【振替出勤4月25日(日)、5月8日(土)】	5/3-5
6月	端午節 (旧暦5月5日) 【6月14日】	6月12日(土)~14日(月) 3連休	
7月			7/22-23
8月			8/8
9月	中秋節 (旧暦8月15日) 【9月21日】	9月19日(日)~21日(火) 3連休 【振替出勤9月18日(土)】	9/20、23
10月	国慶節 (10月1日~3日)	10月1日(金)~7日(木) 7連休 【振替出勤9月26日(日)、10月9日(土)】	10/14
11月			11/3、11/23
12月			
合計	年間11日		年間17日

<一部の国民にのみ適用がある祝日>⁶⁴

祝日名	日付	対象者と期間
婦女節	3月8日(月)	女性のみ半日休み
青年節	5月4日(火)	14歳以上の青年 (28歳以下) は半日休み
児童節	6月1日(火)	14歳未満の少年儿童は1日休み
建軍記念日	8月1日(日)	現役軍人は半日休み

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2020年12月号—

発行：TMI 総合法律事務所
監修：何連明・外国法事務弁護士
編集主幹：山根基宏・包城偉豊・弁護士
発行日：2020年12月31日

⁶³ 中国は大型連休が多いため、日本より休みが多いとの誤解をされがちであるが、実は日本よりも年間祝日数は6日も少ない。さらに日本には正月休みやお盆休みが別途存在することに照らすと、実は中国の休みは日本よりも相当少ないといえる。日本並みに遠慮をして有休をとらない在中國駐在員は、もっと休むべきといえる。

⁶⁴ 一部の国民にのみ適用がある祝日は、全国民の祝日と異なり、土曜日、日曜日に当たる場合に、振替休日は設けない (全国年間祝日及び記念日休暇弁法第6条)。また、その日に対象者が出勤した場合、通常の賃金を支払えば足り、法定休日の割増賃金 (300%) を支払う必要はない (上海市企業賃金支払弁法第13条第5項)。